

# 鳥取県食料自給率向上・産地再生緊急対策交付金交付要綱

制定 平成23年1月14日付第201000154157号  
鳥取県農林水産部長通知

## (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、鳥取県食料自給率向上・産地再生緊急対策交付金(以下「本交付金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (交付目的)

第2条 本交付金は、食料自給率50%を実現し、円高の進行により輸入が急増している作目及び異常気象の影響による品質低下等により販売環境が急激に悪化している作目の産地に対して、食料自給率向上、産地再生緊急対策の支援を実施することを目的として交付する。

## (交付金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、食料自給率向上・産地再生緊急対策交付金実施要綱(平成22年11月26日付22生産第5640号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)及び食料自給率向上・産地再生緊急対策交付金実施要領(平成22年11月26日付22生産第5642号生産局長通知)に基づき行う別表の第1欄に掲げる対象事業(以下「対象事業」という。)について、次に掲げる市町村に対し、予算の範囲内で本交付金を交付する。

(1) 対象事業を行う市町村

(2) 別表の第4欄に掲げる者に対し、その者が行う対象事業(以下「間接交付事業」という。)に係る交付対象経費(対象事業に要する同表の第2欄に掲げる経費をいう。以下同じ。)の額に同表の第5欄に定める率を乗じて得た額以上の間接交付金を交付する市町村

2 本交付金の額は、交付対象経費の額(仕入控除税額(交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に消費税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)に別表の第5欄に定める率(以下「交付率」という。)を乗じて得た額以下とする。

## (交付申請の時期等)

第4条 本交付金の交付申請は、生産振興課長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号とし、その提出部数は正副2部とする。

3 本交付金の交付を受ける者(以下「対象事業者」という。)は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む交付対象経費の額に交付率を乗じて得た額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

## (交付決定の時期等)

第5条 本交付金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して、知事が、その財源に充当する国の交付金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則として20日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

2 本交付金の交付決定通知書は、様式第2号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕

入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本交付金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

#### （間接交付の条件）

第6条 対象事業者は、第3条第1項第2号に規定する間接交付金（以下単に「間接交付金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接交付事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第11条、第12条(第4項を除く。)、第13条から第15条まで、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接交付事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接交付事業
	様式第2号による	市町村長が定める
	知事	市町村長
	様式第3号による	市町村長が定める
	対象事業	間接交付事業
	様式第4号による	市町村長が定める
	様式第5号による	
補助金等及び間接県費補助金等	間接交付金	

#### （着手届を要しない場合）

第7条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する場合以外のすべてに係る場合とする。

#### （承認を要しない変更）

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 間接交付金の交付を受けない対象事業に係る別表の第6欄に定める変更

(2) 間接交付金の減額

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。この場合において、同項中「財源に充当する国の交付金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「変更等について中国四国農政局長の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

#### （間接的な変更等の承認）

第9条 対象事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接交付事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第3号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 対象事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めなければならない。

(1) 間接交付事業に係る別表の第6欄に定める変更

(2) 間接交付事業の中止及び廃止

(3) 間接交付金の増額

#### （指示等の報告）

第10条 対象事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接交付事業者に対して指示をし、又は間接交付事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

#### (報告及び検査)

第11条 知事は、対象事業者に対し対象事業の遂行状況に関して必要な報告を求め、又は実地検査をすることができるものとする。

#### (実績報告の時期等)

第12条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合においては、対象事業の完了又は中止若しくは廃止の日から15日を経過する日と交付決定を受けた年度(以下「交付決定年度」という。)の翌年度の4月5日のいずれか早い日とする。ただし、本交付金の全額が概算払により交付された場合にあっては、交付決定年度の翌年度の4月20日とする。
  - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、対象事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月15日とする。
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。
- 3 対象事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が、交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超えるときは、交付対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 対象事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を様式第3号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

#### (間接交付金の支払)

第13条 対象事業者は、間接交付金に係る本交付金の支払を受けたときは、その支払を受けた額に応じた額の間接交付金を、遅滞なく間接交付事業者に支払わなければならない。

#### (財産の処分制限)

第14条 規則25条第2項ただし書の期間(以下「処分制限期間」という。)は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間)とする。

2 規則25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。この場合において、第5条第1項中「財源に充当する国の交付金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「処分について中国四国農政局長の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

#### (間接的な財産処分の承認)

第15条 対象事業者は、第6条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

- 3 対象事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、前条第1項に定める期間より短い期間を定めてはならない。
- 4 対象事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、前条第2項各号に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。

#### **(収益納付)**

- 第16条 対象事業者は、交付事業により取得し又は効用の増加した財産の処分により、自ら又は間接交付事業者収入があったときは、当該収入があったことを知った日から5日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。
- 2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、対象事業者は、これに従わなければならない。

#### **(財産に関する書類の保管)**

- 第17条 対象事業者は、事業により取得した財産について処分制限期間を経過するまでの間、様式第4号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

#### **(提出書類の部数等)**

- 第18条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、正本1部及び副本1部とし、所轄の総合事務所長を経由して提出しなければならない。

#### **(雑則)**

- 第19条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本交付金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

#### **附 則**

- 1 この制定は、平成23年1月14日から施行する。

別表（第3条，第7条，第9条，第12条関係）

1 対象事業	2 交付対象経費	3 事業実施主体 (直接交付事業)	4 事業実施主体 (間接交付事業)	5 交付率	6 重要な変更	
					経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 農業・食品産業強化対策整備交付金	1 耕種作物共同利用施設整備に要する経費 (1) 共同育苗施設 (2) 乾燥調製施設 (3) 穀類乾燥調製貯蔵施設 (4) 農産物処理加工施設 (5) 集出荷貯蔵施設 (6) 地域食材供給施設 (7) 産地管理施設 (8) 用土等供給施設 (9) 農作物被害防止施設 (10) 農業廃棄物処理施設 (11) 生産技術高度化施設 (12) 種子種苗生産関連施設 (13) 有機物処理・利用施設	市町村	(1) 農業協同組合連合会 (2) 農業協同組合 (3) 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。） (4) 土地改良区 (5) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。） (6) 農事組合法人以外の農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。以下同じ。） (7) 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう。） (8) その他農業者の組織する団体（生産局長が別に定めるものをいう。） (9) 消費者団体及び市場関係者（生産局長が別に定めるものをいう。）ただし、野菜の取組を対象とした、産地管理施設の整備に限るものとする。 (10) 事業協同組合連合会及び事業協同組合 ただし、畜産物処理加工施設のうち産地食肉センター及び食鳥処理施設、自給飼料関連施設のうち地域未利用資源飼料利用施設の整備並びに国産原材料サプライチェーンの構築を図る取組に限るものとする。 (11) 食品事業者 ただし、大豆製品又は茶製品の製造又は製造小売を行う事業者であり、製品加工に必要な処理加工設備を整備する場合に限る。 (12) 民間事業者 地域の未利用又は低利用有機資源の肥料化を対象とした地域資源肥料化処理施設の整備及び国産原材料サプライチェーンの構築を図る取組に限るものとし、生産局長が別に定めるものをいう。 (13) 都道府県知事が地方農政局長等と協議して認める団体（以下「特認団体」という。）	1/2以内		1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更
	2 附帯事務費に要する経費 1の事業の実施に関する経費等					